

生駒市水道事業管理規程第3号

生駒市水道事業事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成27年4月1日

生駒市水道事業管理者 古川文男

生駒市水道事業事務分掌規程の一部を改正する規程

生駒市水道事業事務分掌規程（昭和61年7月生駒市水道事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「給水係 工務係 管理係」を「管理係 工務係」に改める。

第3条企画総務係の項中第17号及び第18号を削り、第19号を第17号とし、第20号を第18号とし、同条経理係の項に次の1号を加える。

(7) 水道事業の収入及び支出書類の指導及び確認に関する事。

第4条を次のように改める。

第4条 工務課の事務分掌は、次のとおりとする。

管理係

- (1) 配水管、給水管及び給水装置並びにこれらの附属設備の維持管理、修繕工事及び修繕工事に伴う布設替工事に関する事。
- (2) 配水管等の管理台帳の作成及び整備保管に関する事。
- (3) 部外者工事の立会い及び地下埋設物協議に関する事。
- (4) 断水、濁水及び給水制限に関する事。
- (5) 漏水の調査及び防止に関する事。
- (6) 臨時及び緊急の給水に関する事。
- (7) 給水装置工事の受付、審査、承認及び指導に関する事。
- (8) 給水分担金及び工事費の決定及び精算に関する事。
- (9) 給水装置工事のしゅん工検査に関する事。

- (10) 給水の使用種別の認定及び変更に関する事。
- (11) 新設開栓によるメーターの取付けに関する事。
- (12) 指定給水装置工事事業者に関する事。
- (13) 貯水槽水道の管理に係る指導等に関する事。
- (14) 盗水の調査及びその処分にに関する事。
- (15) 給水に係る苦情及び相談の受付並びにその処理に関する事。
- (16) 原因者負担工事(都市計画法による開発行為を除く。)に係る設計、施行、事前協議並びに負担金の徴収及び精算に関する事。
- (17) 専用水道の届出等に関する事。
- (18) 課の庶務に関する事。

工務係

- (1) 主管の工事に係る設計、施行、監督及び工事費の精算に関する事。
- (2) 主管の工事に係る土地及び建物の取得及び借入れに関する事。
- (3) 主管に係る水道施設の技術指導に関する事。
- (4) 原因者負担工事に係る設計及び施行に関する事。

第5条浄水場の項中第14号を第15号とし、第4号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、同項第3号中「主管」の次に「の工事」を加え、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 主管の工事の設計及び施行並びに取水、受水、浄水及び送水の計画に関する事。

第6条第3号中「支出命令」を「支出の決定」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。